Shinkumi Bank 信用組合 しんくみ

あなたの想いをつなぐ

相続定期預金 つなぐ夢



適用金利 1年もの 年1.50%

お取扱期間 ／ 令和8年11月2日（月）～令和9年3月31日（水）

詳しくは裏面をご覧ください。

佐賀東信用組合

https://www.toshin.shinkumi.jp

ホームページは
コチラから⬇

相続定期預金 つなぐ夢

お申込みにあたってのご案内	
ご利用いただける方	相続により資金を取得されてから１年以内の個人のお客さま ※相続された預金のほか、保険金や、相続された不動産・株式等の売却代金も対象です。 ※他の金融機関で相続手続きをされた資金もお預入れいただけます。
お預入条件	相続手続きの完了を確認できる書類の日付から１年以内にお預入れください。 ※金融機関に提出された相続手続き書類の日付から１年が経過していないことが条件です。 ※遺言による相続の場合は、被相続人の預金等の支払計算書の日付から１年が経過していないことが条件です。
必要書類	当組合で相続手続きをされた方➡書類のご提示は不要です。 他の金融機関等で相続手続きをされた方 ➡以下の３点を確認できる書類を、下記の例からいずれかご提示ください。 ❶相続手続きの完了時期 ❷お客さまが相続人または受遺者であること ❸お預入れ資金を相続により取得されたこと 【ご提示いただく書類の例】 ・金融機関に提出した相続手続き依頼書等の写し、被相続人名義の解約済通帳・計算書など ・遺産分割協議書、保険会社等からの支払通知書など ・遺言書（公正証書遺言、または検認済みの自筆証書遺言） ・相続された不動産・株式等の売却代金を確認できる書類 ・戸籍謄本等 ※ご契約時に追加の資料をお願いする場合があります。
お預入金額	スーパー定期預金（単利型）➡ １口 １万円以上1,000万円未満 大口定期預金（単利型）➡ １口 1,000万円以上 ※いずれも１円単位で、相続により取得された金額が上限となります。
お預入期間	１年（元金継続または元利金継続による自動継続）
適用金利	１年もの 年1.50％ ※お利息には20.315％（復興特別所得税0.315％を含む）の税金がかかります。 ※初回満期日以降は、店頭表示金利が適用されます。
利息の計算方法	お利息は、付利単位を１円とし、１年を365日として日割りで計算します。
中途解約時のお取扱い	原則として中途解約はできません。やむを得ず初回満期日前に解約される場合は、お預入れ期間に応じた当組合所定の中途解約利率を適用します。
預金保険	本商品は預金保険制度の対象であり、同制度の範囲内で保護されます。
マル優のお取扱い	マル優の限度額内でご利用いただけます。
ご注意事項	①期間中でも、市場動向などにより金利等の諸条件を変更する場合があります。 ②ATMではお取扱いできません。

詳しくはお近くのとうしん窓口へ
お気軽におたずねください。

本店営業部：TEL 0952-30-2121
諸富支店：TEL 0952-47-3511
神埼支店（中原出張所）：TEL 0952-52-2141
鳥栖支店：TEL 0942-83-3667
小城支店（牛津出張所）：TEL 0952-73-2251
県庁支店：TEL 0952-23-6890